

第 4 章 悪 臭

第 1 節 現 況

1 悪臭の特徴

悪臭は、「いやなにおい」や「不快なにおい」の総称で、騒音や振動と同様に感覚的・心理的な公害のひとつです。悪臭の発生源は、畜舎からの糞尿臭、塗装工場からのシンナー臭、焼却炉からの煙など、多種多様です。

2 苦情の実態

平成25年度の悪臭苦情件数は50件で、前年度に比べて2件増加しています。主な苦情発生源は、家庭生活4件、工場・事業場24件、畜産・農業1件、側溝4件、塗料のシンナー臭5件、その他や発生源不明が12件となっています。

近年、工業専用地域等に隣接する谷山地区の住民から、「魚が腐ったような臭いがする」「飼料の臭いがする」といった苦情が多く寄せられていたことから、平成15年に、規制地域を工業専用地域まで拡大するとともに臭気指数による規制方式に変更しました。苦情の発生源となっていた工場においては、脱臭設備の設置など悪臭対策が行われ、このにおいに関する苦情件数は、減少傾向に変わっています(図4-1)。

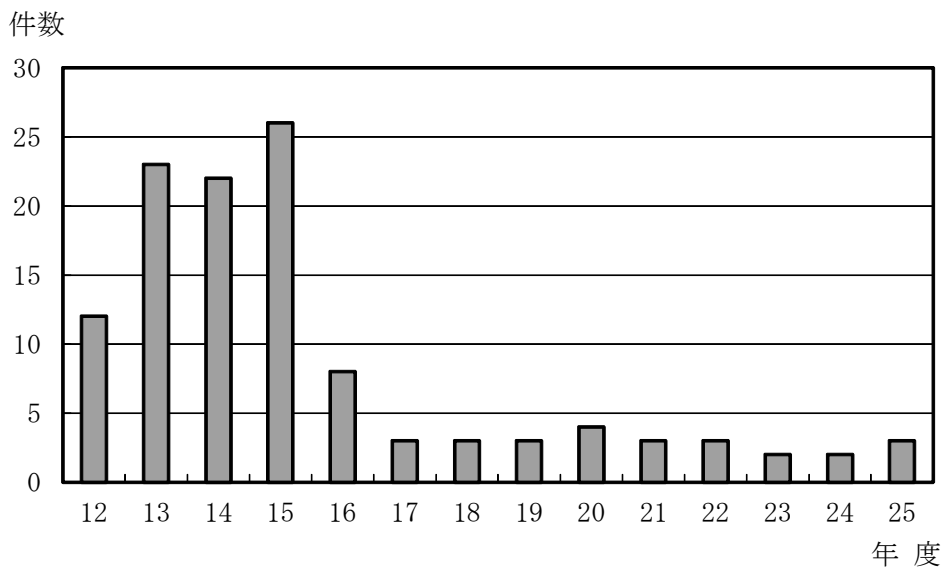


図4-1 飼料臭に関する苦情件数の推移

3 工場・事業場の立入検査

(1) 配合飼料製造工場等への立入検査

苦情の発生源となっている配合飼料製造工場（2事業所）及び食料品製造工場（1事業所）について、臭気指数の測定（敷地境界10検体・排出口14検体 計24検体）を行いました。

測定の結果、2事業所について悪臭防止法に基づく規制基準に適合していなかったことから、悪臭対策の改善を指導しました。

(2) と畜場の監視・指導

悪臭を発生するおそれのあると畜場（1事業所）の敷地境界において、臭気指数の測定を行いました。測定の結果、規制基準に適合していました。

表4-1 と畜場における臭気指数測定結果

規制地域	測定場所	測定値	規制基準値
B地域	敷地境界	10未満	15

第 2 節 対 策

1 悪臭防止法に基づく規制

工場・事業場等から排出される悪臭を規制するものとして、悪臭防止法があります。悪臭防止法は、事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことで、生活環境を保全することを主な目的としています。悪臭防止法の体系図は図 4-2 のとおりです。

本市では臭気指数による規制方式を採用しています。

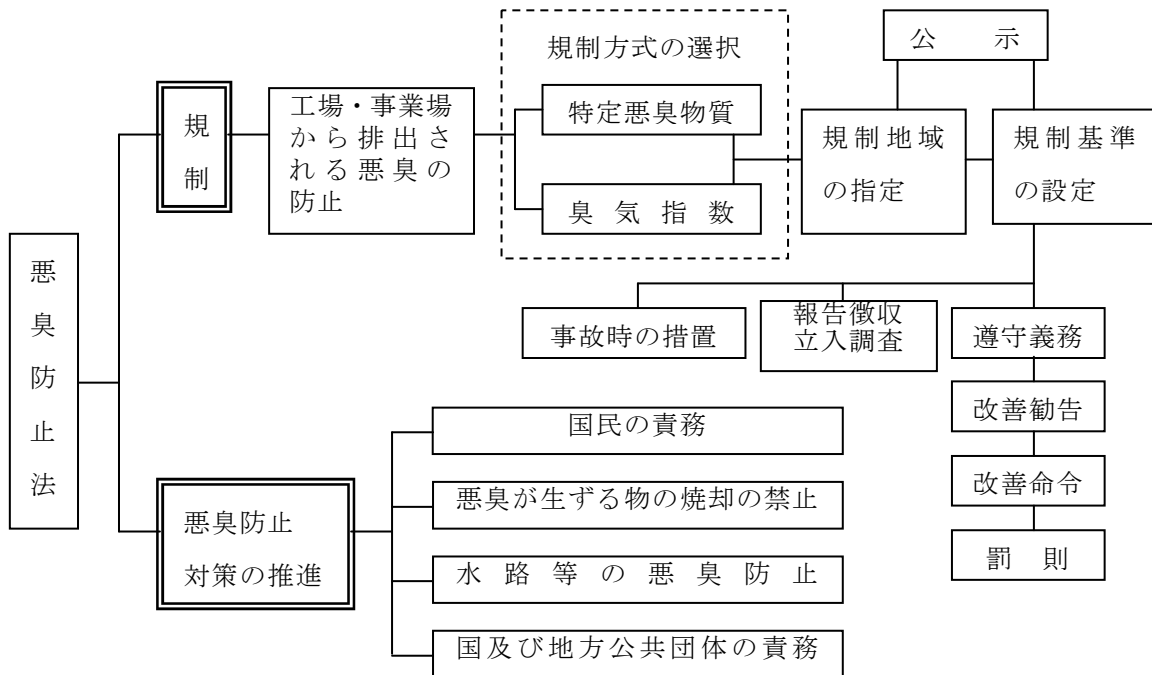


図 4-2 悪臭防止法の体系図

表 4-2 規制地域等の改正の変遷

公示日	施行日	文書番号	変更内容
昭和54年10月3日	昭和54年10月5日	県告示第1387号	規制地域の指定及びアンモニア等8物質についての規制基準設定
平成元年9月27日	平成2年4月1日		悪臭防止法施行令の改正
平成4年5月27日		県告示第1132号	規制地域の指定及びノルマル酪酸など4物質を追加
平成5年6月18日	平成6年4月1日		悪臭防止法施行令の改正
平成8年3月29日		県告示第590号	トルエン等10物質を追加及び排出口・排出水中における規制基準の設定
平成8年4月1日			本市が中核市に移行
平成8年9月19日	平成8年10月1日	市告示第504号	規制地域の指定等の変更
平成15年4月1日	平成15年7月1日	市告示第219号	工業専用地域等の規制地域指定。臭気指数規制の導入
平成16年10月27日	平成16年11月1日	市告示第656号	市町村合併による規制地域等の変更
平成23年3月10日	平成23年4月1日	市告示第247号	規制地域等の変更

(1) 規制地域

悪臭防止法は、規制地域内に立地する全ての工場・事業場を規制対象としています。

鹿児島市の規制地域は以下のとおりです。規制地域は、土地利用等の状況によって表4-3のとおり3つに地域区分され、それぞれ異なる規制基準が設定されています。

表4-3 規制地域(注1)の地域区分

地域の区分	都市計画法に基づく用途地域等(注2)
A地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(工業専用地域に隣接する臨港地区を除く。) 工業地域 東俣町、西俣町、喜入町及び喜入中名町の一部の区域
B地域	A地域及びC地域以外の区域
C地域	準工業地域(工業専用地域に隣接する臨港地区に限る。) 工業専用地域 郡山岳町及び喜入中名町の一部の区域

(注1) 桜島を除く鹿児島市全域が対象となる。

(注2) 原則として都市計画法に基づく用途地域ごとに規制区域を区分しているが、都市計画法に基づく用途地域の指定がない地域においても規制区域の区分を行っている。

(2) 規制基準

規制地域内の事業所は、敷地境界、気体排出口、排水水においてそれぞれ規制基準が設定されています(表4-4)。

表4-4 敷地境界における規制基準

地域の区分	敷地境界線の規制基準	気体排出口の規制基準 (注1)	排水水の規制基準 (注2)
A地域	臭気指数12	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める算定方法によって算出される臭気排出強度又は臭気指数	悪臭防止法施行規則第6条の3に定める算定方法によって算出される排水水の臭気指数
B地域	臭気指数15		
C地域	臭気指数18		

(注1) 気体排出口の規制基準は、排出口から拡散した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の規制基準を超えないように設定されている。

(注2) 排水水の規制基準は、排水水から拡散した臭気が地表1.5メートルの高さに到達したときに、敷地境界線の基準を超えないよう設定されている。